ふくしまエコオフィス実践計画の概要

|計画策定の趣旨

- 本県においては、平成9年3月に「ふくしまエコオフィス実践計画」を策定(平成29年3月最終改定)し、事務及び事業に関し温室効果ガス 総排出量削減に向けた取組を進めてきた。
- しかし、地球規模での温暖化問題が顕在化し、本県でも令和元年東日本台風による被害が生じるなどその影響が及んでおり喫緊の課題である。 そのような背景や国の動きも踏まえ、**令和3年2月に知事が「福島県2050年カーボンニュートラル」を宣言**したところであり、**県も一事業者として、地球温暖化対策の一層の強化と推進に取り組む必要がある**。
- 今年度末に現行計画の終期を迎えることから、こうした社会情勢も踏まえ、令和4年度以降も取組を継続し、さらに強化を図るため、当該計画 の改定を行う。

計画の基本的事項

位置付け:「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第1項

計画期間:令和4年度~12年度 9か年

対象範囲:県の全ての事務事業

計画の目標

令和4年度から12年度までの9か年で、県庁からの温室効果ガス総排出量を、2013(平成25)年度比で**50%削減**する。

改定のポイント

○ 再生可能エネルギーの最大限の活用

県有施設への太陽光を始めとした再生可能エネルギーの最大限の導入 (再生可能エネルギーへの切換、太陽光パネルの設置)

- 省資源・省エネルギー対策のさらなる徹底
- ・県有施設の新築や改修時におけるZEB化の推進体制の整備と実施
- ・公用車の新規・更新における電動車の原則導入、令和12年度の保有率目標100%。
- ・ **廃棄物の3R+Renewableの推進**。特に飲料提供時におけるワンウェイプラスチック削減や、食品ロス削減に向けた「もったいない!食べ残しゼロ推進運動」の推進
- ・職員一人一人が自分事として省エネ・省資源に取り組むための実践行動の提示
- 新たに3つの指標の追加

(調達電力の再生可能エネルギー導入率、太陽光発電の導入率、電動車等の保有率)

【総合計画の施策分野】

- ○環境と調和・共生する県づくり(「暮らし」政策4)
- ○再生可能エネルギー先駆けの地の実現(「しごと」政策4)

